

議案第29号

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部を改正
する条例案

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成28年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(国家戦略特別区域法施行令第13条第2号の条例で定める期間)」に改め、同条中「第12条第2号」を「第13条第2号」に改める。

第3条第1項中「第12条第1号」を「第13条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

国家戦略特別区域法施行令の一部改正に関し必要な規定の整備を行うため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例 (抄)

(国家戦略特別区域法施行令第12条第2号の条例で定める期間)

第13条

第2条 国家戦略特別区域法施行令(平成26年政令第99号。以下「令」という。) 第12条第2号
第13条

の条例で定める期間は、3日とする。

(立入調査等)

第3条 市長は、法第13条第9項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、同条第4項
に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)の事務所又は令第12条第1号に規定す
第13条

る施設(以下「施設」という。)に立ち入り、当該認定事業者に係る認定事業(法第13条第4
項に規定する認定事業をいう。以下同じ。)の実施状況について調査させ、又は関係人に質問
させることができる。

2 - 3 省 略